

救急法等の認定証の有効期間における特例措置について

2021 年 2 月 15 日

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、救急法等講習の資格取得が困難な状況にあり、皆様には大変ご不便をおかけしております。

つきましては、各講習における認定証有効期間の取り扱いを以下のとおりといたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新たに資格取得をご希望の方におかれましては、各支部の講習開催が可能となり次第ご受講いただきますよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【認定証の有効期間における特例措置等】

（特例措置の内容）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間に資格の有効期間の満了を迎える資格については、一律、令和 5 年 3 月 31 日までその資格が有効であるとみなします。

（対象資格）

講習名	資格名
赤十字救急法基礎講習	赤十字救急法基礎講習修了者 (ベーシックライフサポーター)
赤十字救急法救急員養成講習	赤十字救急法救急員 (ファーストエイドプロバイダー)
赤十字水上安全法救助員Ⅰ養成講習	赤十字水上安全法救助員Ⅰ
赤十字水上安全法救助員Ⅱ養成講習	赤十字水上安全法救助員Ⅱ
赤十字雪上安全法救助員Ⅰ養成講習	赤十字雪上安全法救助員Ⅰ
赤十字雪上安全法救助員Ⅱ養成講習	赤十字雪上安全法救助員Ⅱ
赤十字健康生活支援講習支援員養成講習	赤十字健康生活支援講習支援員
赤十字幼児安全法支援員養成講習	赤十字幼児安全法支援員

（留意事項）

特例措置による有効期間の満了を猶予する 認定証の再交付は行いませんので、予めご了承ください。

（皆様へお願い）

講習受講が可能となった際は、当該講習をお早めにご受講いただきますようお願い申し上げます。

また、当社ホームページに掲載の「[WEBCROSS](#)」や「[動画で見る一次救命処置](#)」などの動画をご視聴いただき、知識や技術の維持に努めていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

日本赤十字社